

## 酒田市乗合バス車両及びバス停留所広告募集要項

この要項は、酒田市広告掲載要綱に基づき、酒田市企画部都市デザイン課が管理する酒田市乗合バス車両（以下「バス車両」という。）及びバス停留所（以下「バス停留所」という。）への広告の募集に関し必要な事項を定めるものです。

### 1. 広告媒体

#### ●バス車両

位置	種類	掲示規格	枚数	期間	広告料 (税込)	備考
車体 全面	全面	1台	—	1か月 につき	22,000円	対象：全車両
車体 前面	前面マスク	縦 50cm 横 100cm 程度	1枚に つき	//	6,600円	対象：全車両
車体 側面	右側面 (ロング)	縦 50cm 横 300cm 程度	//	//	9,900円	対象：全車両 シール貼り
	左側面(小)	縦 40cm 横 100cm 程度	//	//	3,300円	
車体 後部	後部面(大)	縦 60cm 横 135cm 程度	//	//	8,250円	対象：小型・中型乗合バス シール貼り
	後部面(小)	縦 30cm 横 125cm 程度	//	//	3,850円	対象：マイクロバス シール貼り
車内	掲示板	縦 29.7cm 横 42cm 程度	//	//	2,500円	対象：小型・中型乗合バス・ マイクロバス A3版(横)まで
	窓用ステッ カー	縦 18cm 横 50cm 程度	//	//	1,100円	

#### ●バス停留所

バス停	バス停(下 記除く)	縦 5cm 横 30cm 程度	1枚に つき	1か月 につき	1,100円	広告主が屋外広告物の申請 をする必要あり
-----	---------------	-----------------------	-----------	------------	--------	-------------------------

	四面バス停	縦 42cm 横 29.7cm 程度	//	//	1,650 円	対象：四面バス停のうち最大二面を使用し各 A3 版(縦)まで 広告主が屋外広告物の申請をする必要あり
--	-------	--------------------------	----	----	---------	---

## 2. 掲載期間

広告掲示の期間は原則として1か月単位とし、4月1日から翌年3月31日までの間において最大12か月とします。ただし、継続は妨げないものとします。

## 3. 募集方法

広告を掲示しようとする者は、事前に都市デザイン課へお問い合わせください。  
掲示が可能なバス車両及びバス停留所の有無について協議します。

## 4. 募集期間

随時。ただし、申し込み時に掲示可能なバス車両及びバス停留所がある場合に限りです。掲示開始希望日の2週間前までに申し込みしてください。

## 5. 申込方法

広告掲示希望者は、以下の書類を都市デザイン課へ提出してください。

- ・酒田市乗合バス広告掲示申込書（別紙1）
- ・広告原稿（A4サイズ縮小版の図案）

## 6. 広告主の責任及び費用の負担

- （1） 広告物の作成、設置、維持管理及び撤去（原状回復）に要する費用は、すべて広告主の負担とし、上記の広告料には含まれていません。
- （2） 広告物の掲載及び撤去作業により、バス車両及びバス停留所をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告取扱者が経費を負担して責任をもって原状回復するものとします。
- （3） 広告掲示期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市から広告主に対して連絡し、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。  
ただし、市の故意又は重大な過失によって広告掲載期間中に広告物が損傷・汚損した場合は、市の費用と責任において原状回復するものとします。

## 7. 掲載できない広告

酒田市広告掲載基準第6条（規制業種又は事業者）及び第8条（広告内容に関する規制基準）に該当するものは掲載できません。その他、市の広告事業として不適切なものは掲載できません。

## 8. その他

広告主と市との間で本募集要項に定めのない事項や疑義については、広告主と市が協議の上、解決するものとします。

## 9. 関係例規

- (1) 酒田市広告掲載要綱
- (2) 酒田市広告掲載基準